

社会貢献活動の在り方を考える検討会（第1回）議事要旨

1 日時

平成30年9月10日（月）午後2時から午後4時まで

2 場所

法務省

3 出席者

（座長）藤本 哲也（中央大学名誉教授・弁護士）
（座長代理）原田 正樹（日本福祉大学社会福祉学部教授）
（構成員）金子 寿男（社会福祉法人恩賜財団済生会事業部社会福祉・地域包括ケア課課長）
小林 正幸（東京学芸大学教育実践研究支援センター教授）
津富 宏（静岡県立大学国際関係学部教授）
（オブザーバー）最高裁判所
法務省矯正局
関東地方更生保護委員会

4 要旨

- (1) 保護局長挨拶
- (2) 出席者紹介
- (3) 議事の公開等の在り方について
議事については、要旨を公開することが決定された。
- (4) 座長選出
藤本構成員が座長に選出された。
- (5) 座長代理選出
原田構成員が座長代理に選出された。
- (6) 事務局による説明等
社会貢献活動の実施状況等について、別添の資料等に基づき、事務局から説明があった。
- (7) 論点等に関する協議
以下の4つに論点が整理された。
 - ① 社会貢献活動を特別遵守事項により義務付けて実施する際の枠組み（回数等）の在り方
 - ② 社会貢献活動の実施対象者選定の在り方（適合性等）
 - ③ 社会貢献活動の実施対象者に対する効果的な働き掛けの在り方
 - ④ 社会貢献活動の活動場所との連携の在り方
- (8) 構成員からの主な発言の概要
 - ・平成25年度の社会貢献活動の在り方を考える検討会の報告書において、社会貢献活動は一般のボランティア活動とは異なり、保護観察対象者の

改善更生に向けた指導の一環として実施するものであることが明記された。このように自発的・主体的なボランティアと区別したことにより、活動場所の一つである福祉施設も社会貢献活動に協力しやすくなったのではないか。

- ・ 現行の保護観察所の運用においては、一定の要件に該当する場合に社会貢献活動の対象から除外される。罪名等の一律の要件を基準とするよりも、個別に事例を見て柔軟に判断する必要がある。
- ・ 社会貢献活動の効果を検証するためには、当初予定されていた5回の活動を何らかの事情で終えることができなかった事例についても検討する必要がある。
- ・ 社会貢献活動の効果について評価するためには、再犯の有無そのものよりも、活動の目的を踏まえた指標によることが適当である。それは、再犯は様々な要因が複合して起きるものであるからである。社会貢献活動は、自己有用感のかん養並びに規範意識及び社会性の向上により再犯防止及び改善更生に資することを目的としており、活動の結果、自己有用感や規範意識、社会性について変化したかどうかを評価することが適当である。また、効果的な社会貢献活動を行うためには、活動先には負担が掛かるかもしれないが、参加者の特徴を踏まえつつ、目的を意識した働き掛けを活動先の関係者と一緒に行うことが大切である。
- ・ 社会貢献活動の実施に当たっては、参加者の特性を踏まえた目標設定を行い、この見立てに基づく活動の留意事項を活動の実施者と協力者が共有することが重要である。また、目標については、参加者と話し合いながら決めることが望ましい。
- ・ 社会貢献活動は、保護観察終了後に一般社会に適応していくことにつなげることを可能にするという意義がある。このような意義を生かすことができる方策を考える必要がある。
- ・ 保護観察所と社会貢献活動の活動先との関係維持という論点について、関係の「維持」にとどまらず、活動先としても、受入れに当たって、一定の責任を果たしていく必要があるように感じた。社会貢献活動の活動場所を提供する側として、実施する側と連携しながら、どのような役割を果たしていけば良いか、今後の検討会で検討していく必要がある。